

月報私学

2020
7
VOL.271



戦後沖縄における教育の機会均等を掲げ、1958年県都那覇に設置された沖縄大学。「私たちの郷土、この沖縄に愛情と誇りを持とう」という意味を込め沖縄大学という名が付けられ、沖縄県民に基盤を置く大学として誕生し、今年で創立62年目を迎える。「地域共創・未来共創の大学へ」を掲げる沖縄大学は地域社会に貢献する人材育成と地域社会に根ざした取り組みを行い、「地域がキャンパス、地域のキャンパス～知と人の交流拠点～」としての大学運営に取り組んでいる。

写真提供 学校法人 沖縄大学（沖縄県那覇市）

CONTENTS

● 令和2年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催	2
● 令和2(2020)年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内	3
● 連載⑤ 魅力あふれる学校づくりを目指して 「地域に根ざした取り組み ～地域と共に沖縄の未来を創る～」	4
● 若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください	6
● 災害にあったとき	7
● 標準報酬月額の時決定(注意事項)	8
● 海外で診療を受けたとき	9
● 新型コロナウイルス感染症への対応／年金資産の運用にかかる業務概況書を公表しました／ お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください	10
● ヘルスケアポイントをご利用ください	11
● 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには	12
● 私学共済ホームページをご活用ください	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

令和2年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確立や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

私学リーダーズセミナー

今年度の私学リーダーズセミナーでは、新たに学校法人の常勤の理事に就任された方、特に産業界等から就任された方を対象に、学校法人の理事として必要な法律、会計、労務等の知識の修得をテーマに、外部の専門家を講師に招いて開催します。

○参加費 2万円
○申し込み締め切り日 10月22日(木)

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

職員の資質向上を目的としたSD(スタッフ・ディベロップメント)が義務化され、職員の役割はますます重

要となっています。

本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析等についての解説、実践的な知識と柔軟な思考力を修得するための「グループワークによる研修」を実施します。

○参加費 5万円
○申し込み締め切り日 8月20日(木)

※今年度の各セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、参加者の安全が確保できないと判断した場合、開催を中止する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7849~7851

Eメール center@shingaku.go.jp

私学スタッフセミナー

日時・場所：①令和2年10月28日(水)～30日(金) 仙台ガーデンパレス
②令和2年12月 9日(水)～11日(金) 大阪ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象：令和2年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学・短期大学又は高等専門学校職員

定員：各会場20名(申し込みは各法人1名)

＜1日目＞

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:30～	講演「私立大学等の現状について」
15:30～	講演「学校法人会計基準」
16:40～	講演「財務分析と経営計画」

＜2日目＞

時間	内容等
9:10～	グループワークの資料の説明・グループワークⅠ
13:00～	グループワークⅡ
19:00～	グループワークⅢ (20:00終了)

＜3日目＞

時間	内容等
9:00～	グループ発表
11:00～	修了証書授与・表彰・講評・閉会 (12:00終了)

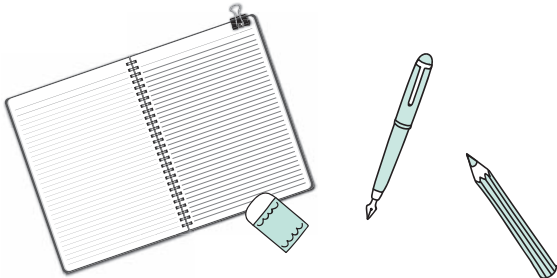
私学リーダーズセミナー

日時・場所：令和3年1月29日(金) 大阪ガーデンパレス

対象：大学等を設置する学校法人の役員のうち、平成30年4月1日以降に学校法人の常勤の理事(理事長を含む)に初めて就任した方

定員：30名(申し込みは各法人1名)

時間	内容等
10:20～	開会
10:30～	講演「私立大学等の現状について」
11:05～	講演「学校法人役員に必要な法律の基礎知識と事例〈仮題〉」 TMI総合法律事務所 弁護士 大河原遼平氏
13:20～	講演「学校法人役員がおさえる財務諸表のポイント〈仮題〉」 新創監査法人 公認会計士 高橋克典氏
14:50～	講演「学校法人の労務管理の課題と対応〈仮題〉」 社会保険労務士曾田事務所 所長 曾田究氏
16:05～	閉会 (16:15終了)



令和2(2020)年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

●会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

●基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

●規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

●財務分析

学校の財務分析資料がほしい

●教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

●経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

●研修会実施の支援

学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

●改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

●経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

●経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」

https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16頁～18頁、31頁参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」

https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)

電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844

(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム「私学情報提供システム」を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7839

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用に当たっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトで提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣には交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7826

●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

●必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑤8

「地域に根ざした取り組み ～地域と共に沖縄の未来を創る～」

学校法人沖縄大学 常務理事 照屋 正

沖縄大学は県都那覇市に立地する個性豊かな大学です。1958年、戦後沖縄における最初の私立大学として創設者の嘉数昇先生が、那覇市国場に沖縄短期大学を設立したのが始まりです。3年後の1961年に4年制の沖縄大学として新たなスタートを切りました。このときの学部は文学部、法経学部、短期大学部です。

現在、学生数は2千200人余り。経法商学部、人文学部、健康栄養学部の3学部と大学院を設置しています。小規模ながらも62年の歴史を持つことから、卒業生が2万5千人を超え、県内経済界で活躍するOBが多いのが本学の特徴の一つです。かつて2006年度まで第二部（夜間教育）を設置していました。那覇市に立地する本学は、社会人にとって仕事と学業を両立させながら高等教育が学べる良好な環境にあります。ここで学んだ多くの卒業生が県経済の発展に貢献してきたことも本学の特徴といえます。

「地域に根ざし、地域に学び、地域と共に生きる、開かれた大学」を大学の理念とし、創立50周年を迎えた2008年に沖縄大学憲章を定める中で、「地

域共創・未来共創の大学へ」と発展させました。2018年には大学憲章の理念実現に向けて長期ビジョンを策定、10年後の在りたい姿を「地域がキャンパス、地域のキャンパス」としました。学生も教職員も地域で学び、地域の人々にも沖縄大学で学んでもらえるような「知」と「人」の交流拠点として存在したいという意思を表しています。

地域社会に貢献する人材の育成

これまで本学は「地域が必要とする人材は何か」を常に考え、実行に移してきました。1999年に県内で初の福祉分野の学科を設置し、2007年に高校生のニーズに応えた小学校教員養成の学科を設置、2012年には健康スポーツ福祉専攻を設置しました。また2019年4月に、県の重要政策である健康長寿社会の復活の一助となる健康栄養学部を設置しました。小規模大学の機動性を生かし、時代と地域のニーズにスピード感を持って応える大学として評価をいただいています。学生に期待するのは、地域社会のニーズを受け止め、自ら考え、行動で

きる自立した人材に成長してもらうことです。そのために学生には「地域を歩いて考えてほしい。地域がキャンパスだ」と教えています。大学と地域を行き来し、対話・共創・実践の中から地域の未来を語るフィールドワーカーになるということです。

こうした人材を育てるために、教職員はもとより保護者、卒業生、地域の人々や企業が一つになって、学生の可能性を最大限に引き出すためのさまざまな支援を提供しています。

地域社会に根ざした取り組み

図書館やスポーツ施設の開放、公開講座や出前講座の提供、子どもの居場所づくり、デイケアサービスの提供など、さまざまな取り組みを通じて地域社会と深く関わっています。長期ビジョンにうたう「地域がキャンパス、地域のキャンパス」を実践する活動です。ここでは地域と連携するこうした取り組みの一部を紹介します。

・ **地域の人々に向けた公開講座の開催**
沖縄大学地域研究所が拠点となって行う公開講座の中で、最も長く実績を重ねているのが土曜教養講座です。同講座は、1976年から大学と地域が共に学ぶ場づくりとしてスタートしました。これまでの講座数は570回を数えます。

同講座の開設の一つ目の目的は、研

究成果を学生だけでなく、地域の人々の生涯教育に役立ててもらおうことです。二つ目は、地域社会における実践的研究、教育、地域活動などの成果を、大学を媒体として地域社会に広げ発展させることです。三つ目は、さまざまな分野の著名人の話を直接聞き、地域社会の人々と共に考える場を提供することです。昨年度は「地域の持続的発展を考える」、「食は沖縄を救う」、「琉球列島の希少種保全」などをテーマに8回開催しました。



土曜教養講座

・ **地域の子どもの居場所づくり**

放課後の子どもの居場所づくりを目的に大学施設で「放課後こくば教室」を週2回実施しています。近隣の小学生を中心に20人〜30人を受け入れ、本学の学生と教職員、地域の民生委員・児童委員や自治会メンバー、スクール

カウンセラーが協力して子どもたちと帰宅までの時間を過ごします。学習支援をはじめ昔遊びの工作、調理実習、フットサル教室などを通じて子どもと楽しむ一方で、地域社会の課題を学ぶ貴重な機会となっています。

また「放課後こくば教室」と並行して「ジュニアジャズオーケストラ那覇イースト」を結成し、子どもたちに楽器演奏を指導する活動も行っています。一般社団法人琉球フィルハーモニックの協力をいただきながら取り組んでいる活動で、子どもたちが使用する楽器は、すべて寄贈を募って集まった楽器です。

・子どもの貧困対策

2016年に那覇市と協力して、子どもの貧困対策に取り組む支援員の育成を目的に「子どもの貧困ソーシャルワーク研修」を始めました。子どもの貧困対策は、沖縄県の抱える大きな課題となっていますが、この分野を研究する教員が中心となって、自治体や現場などと連携して、支援員の育成に取り組んでいます。土曜教養講座では「ひきこもった子どもと親たち」、「社会から隔絶された少年たち」などを開催して連携の輪を広げており、「子どもの貧困問題は沖縄大学」と社会的評価を得ています。

・デイサービスの提供

2013年度から大学施設を利用して地域の高齢者に対してデイサービス

を提供しています。「ちむぐくるデイサービスおきなわ」と名付けて週1回、地域の高齢者が50人ほど参加し、健康体操やレクリエーションを楽しんでいます。那覇市社会福祉協議会と学生が交流を行いながら運営しており、学生の実践教育の場としても活用されています。



学内ミニデイサービス

・高齢者の生活史を綴った「聞き書き本」づくりの活動

人文学部福祉文化学科のゼミでは、自宅や福祉施設で医療・福祉サービスを利用して高齢者を対象に、本人や家族の皆さんに生活史のインタビューを行い、その人生を一冊の本にまとめて贈呈する「聞き書き本」の製作に取り組んでいます。話を聞くことでQOL (Quality Of Life)

(life)が高まるなど、福祉施設職員の方からも評価をいただいている活動です。地域社会との交流を深めるとともに、昔の生活や文化を知る学びの場となっています。

健康栄養学部管理栄養学科の設置

2019年度に沖縄県、那覇市と連携して健康栄養学部管理栄養学科を設置しました。本学で初めての理系学部であり、県内で唯一の管理栄養士養成施設になります。4学年が揃うのが2022年度。食と栄養の面から地域の人々の健康を支える専門家を目指しています。

沖縄県は2000年に長寿県、地位から脱落しましたが、その後県は「2040年に平均寿命日本一」の目標を掲げました。こうした中にある健康栄養学部を設置した意義は、県の健康長寿政策に合致した学部新設であること、県内の大学進学率の向上に寄与すること、県内に管理栄養士養成施設がなく、県外に進学せざるを得なかった県民の経済的負担に配慮すること、などにあります。健康・長寿を新たな沖縄大学のブランドとしてしっかりと育てていきたいと考えています。

沖縄の未来を創る人材の輩出

本学の卒業生はチャレンジ精神に富

み、自ら事業を立ち上げるケースも多い傾向にあります。現在、130人余りの卒業生が中小企業経営に携わっています。中小企業は県経済の大勢を占めると同時に県経済の発展を支えています。卒業生が沖縄の未来を創る一翼を担っているといえるでしょう。

教員の輩出も着実に増えています。沖縄の将来を担う子どもたちを育てる人材です。2019年度の教員採用試験の合格実績をみると、現役生19人、既卒生27人、合計で46人となり過去最高の合格者を出しました。本人の努力はもとより教員の熱心な指導、就職支援センターによる学習環境の整備といった、三者の一体的な取り組みが合格者の増加につながっています。

先述したように、本学の学生は地域の課題に主体的に関わりながら、実践をとおして自ら考え行動する力を養っています。沖縄県は経済の活性化、高齢化の進行、子どもの貧困、基地の過重負担といった課題を抱えており、本学の卒業生は4年間で学んだ知識と体験を生かしながら、これらの課題に積極的に向き合い沖縄の未来を創る役割を果たしています。沖縄大学は、こうした人材を輩出する大学として、これからも地域社会に貢献していきます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆ 照屋 正(てるや ただし)

令和元年7月に常務理事就任

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

若手・女性研究者奨励金とは

私学事業団では、寄付金事業の一つとして、私立大学等に在籍する研究者を支援するため「若手・女性研究者奨励金」事業に取り組んでいます。

この奨励金は、私立大学等が取り組む教育・研究の次世代を担う人材の育成を図る「若手研究者奨励金」と、私立大学等における教育・研究の場におけるダイバーシティの推進を目的とした「女性研究者奨励金」という二種類で構成されており、その特色は次のとおりです。

①基礎、応用を問わず、幅広く多様な分野の研究を対象としており、応募者本人の研究業績を問わず、推薦等も不要である。

②これまでの研究結果や既成の概念にとらわれず、独創的な着眼点を持った、特色あるチャレンジングな研究を支援する。

③女性研究者奨励金については、女性にはさまざまなライフイベント等が存在している点を勘案し、あらゆる世代からの応募が可能である。

※若手研究者奨励金については年齢制限あり（39歳以下）。

本事業団では企業や個人を対象として寄付金募集に取り組んでいるところ

でありますが、学校法人の皆様を対象として、その1本が未来をつくることを合言葉に「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置についてご理解とご協力をお願いしています。

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の概要について

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機（以下「寄付金付き自販機」といいます）は、売上金の一部が若手・女性研究者奨励金への寄付金に充てられる自動販売機です。

本事業団が、寄付金付き自販機の設置をお願いする主な目的は次のとおりです。

①学生や教職員の方々に対して、教育・研究の振興や人材育成に対する貢献意識や参加意欲の向上を図ることで寄付文化の醸成に資する。

②制度周知と併せて、本奨励金対象者に対し、研究意欲向上と応募意欲の向上を促進する。

③社会全体で私学振興に取り組む意識の向上を図る。

④若手・女性研究者奨励金の安定的な財源を確保する。

寄付金付き自販機の設置にかかる諸条件の協議等につきましては、学校法人等（自販機設置者）のご事情に合わせて、本事業団が設定する協力事業者とご協議いただくこととしており、一本当たりの販売価格や寄付金額及び手数料等について、本事業団が、あらかじめ設定することはしておりません。

また、寄付金付き自販機には、統一デザインを施します。デザイン施工に要する費用やその他設置費用等も協力事業者が負担しますので、初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

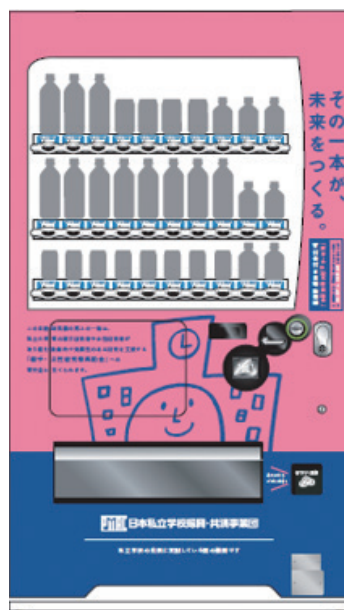
さらに、寄付金の本事業団への払い込みも協力事業者が行い、明細の発行もいたしますので、寄付金付き自販機の設置以降に学校法人等（自販機設置者）の間隔は原則としてかかりません。

なお、寄付金付き自販機の設置にご協力いただいた場合、本事業団では寄付者特典を設けています（2020年度若手・女性研究者奨励金では若手・女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加しました）。ぜひ、皆様におかれまし

ても「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

設置をご検討いただけます際には、寄付金課までご連絡くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
03(32330)7316
Eメール kitukin@shigaku.go.jp



災害にあったとき

加入者の皆さんを支援します

災害見舞金・災害見舞金付加金

業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が水震火災、その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます(表参照)。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額0.5〜3か月分の金額災害見舞金付加金

①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額

②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額0.5か月分の金額

請求に必要な書類

①「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」
②市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、り災証明書(損害の程度が明記されたもの)

③災害状況説明書

請求に当たっては、業務部短期給付課まで電話してください。被害の状況を確認後、請求書等を送付します。

表 損害の程度による災害見舞金等の支給の可否

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
3分の1以上	標準報酬月額の0.5〜3か月分	災害見舞金の60%
5分の1以上 3分の1未満	×	標準報酬月額の0.5か月分
5分の1未満	×	×

注意事項

- ・ 損害を補填することを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。
- ・ 対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。
- ・ 加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。
- ・ 災害見舞金付加金の給付が決定した

後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者にお渡しください。加入者が品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」(返信ハガキ)で申し込んでください。

時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日(災害にあった日)の翌日から2年を経過すると時効により消滅しますので、注意してください。

災害見舞金等 Q & A

Q1 夫婦で加入者ですが、災害見舞金等をそれぞれで請求することができますか。

A1 それぞれで請求することができます。

Q2 住居にかかる「り災証明書」は「二部損壊」の判定でした。災害見舞金等を請求することができますか。

A2 「り災証明書」の判定が「一部損壊」の場合、住居については20%未満の損害を表しているため、災害見舞金等の対象にはなりません。ただし、家財に20%以上の損害がある場合は請求することができます。

Q3 自動車が全損してしまいました。が、家財に含めることができますか。

A3 災害見舞金等の対象となる家財は原則住居内にあるものに限られています。このため、自動車は家財に該当しないことになります。ただし、

勤務先に了承を得て通勤に使用している自動車が全損した場合にのみ家財に含めることができます。

災害貸付

福祉部 貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

貸付利率

年1.00%

(令和2年7月現在)

申し込み手続き

「貸付申込書DL」及び「借用証書DL」に、公的機関が発行する「災害証明書(り災証明書)」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

申込受付期間

災害発生日以後6か月以内

激甚災害に関するお知らせ

激甚災害にかかる特例災害貸付の申し込みは、災害発生日から1年以内です。また、特例住宅貸付は、災害発生日から3年以内です。詳しくは、福祉部貸付課までお問い合わせください。

基礎届書の提出はお済みですか？

標準報酬月額の時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。正確に記入し、必ず提出してください。

今回は、お問い合わせの多い内容や記入上の注意点などをお知らせします。

なお、提出方法等の詳細は、通知文や私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」を参照してください。

提出期限 7月10日（金）

提出先 業務部資格課

提出期限を過ぎても受け付けますので、提出がお済みでない場合は、至急提出をお願いします。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には、令和2年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。記載されている加入者が退職などにより資格喪失したときは、該当者の備考欄「2その他」に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹

消してください。

なお、「資格喪失報告書」を未提出の場合は至急提出してください。

②遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をしたときは、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校に送付されたもので提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

①6月までに差額が支給されたとき

改定後の報酬で報告してください。

②7月以降に差額が支給されるとき

改定前の報酬を報告してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、加入者を休業させたとき（以下「一時帰休」といいます）

①7月1日時点で一時帰休が解消して

いる場合

4・5・6月のうち一時帰休による休業手当等を1日でも支給した月は算定から除くため、報酬月額は0円と記入し、備考欄「2その他」に休業手当等を支給した月を記載してください。

例えば、4・5月に休業手当が支払われ、6月には通常の報酬が支払われた場合は、4・5月を0円、6月に支給した報酬月額のみ記載し、備考欄に「4・5月休業手当支給」と記載してください。

なお、すべての月において一時帰休による休業手当を受けている場合は、4・5・6月とも0円と記入し、備考欄に「4・5・6月休業手当支給」と記載してください。従前の標準報酬月額で定時決定します。

②7月1日時点で一時帰休が解消していない場合

休業手当も含め、実際に支払われた4・5・6月の報酬月額を報告してください。

なお、報告の際は、その月の支払基礎日数（通常加入者17日以上、短時間労働加入者は11日以上）を満たしていることを確認し、報酬月額を記載してください。休業手当等が支払われた日も支払基礎日数に含めます。

また、一時帰休に伴う休業手当等の支払いを受けていることにより、標準報酬月額が従前の等級より2等級以上下がる場合は、標準報酬月額改定（随

時改定）の対象となります。

4月から一時帰休が開始された場合は、7月改定となりますので、「基礎届書」には、備考欄に「7月改定者」と記載し、該当者を二重線で抹消したうえ、別途「標準報酬月額改定届書」を提出してください。

一時帰休を含む報酬報告にかかる取り扱いは、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼資格関係にQ&Aを掲載していますので、参照してください。

年平均による保険者決定（定時決定）を希望するとき

①通常の手続き

「基礎届書」の報酬月額はすべて記入したうえで、備考「1. 保険者決定を希望する」に○印をして年平均額を記入し、添付書類として「申立書」及び「同意書（定時決定用）」も必ず提出してください。「基礎届書」のみの提出の場合は、通常の定時決定として、記入された4～6月の平均額で決定されます。

②7月改定に該当する場合の手続き

4月から固定の給与の変動等があり、随時改定（7月改定）に該当する場合は、年平均額による保険者決定は不該当となり、随時改定が優先されます。この場合は、随時改定の報告をしてください。

ただし、7月改定に該当する人の中

でも、次の場合は、「基礎届書」の提出が必要となるので注意してください。
 随時改定にかかる年平均額による保険者決定を希望し、当該方法で算出している等の、年間平均額が現在確認されている等級と同じとなる場合等は、年平均額による随時改定に該当しないため、「基礎届書」の提出が必要となります。この場合は、定時決定において年平均額による保険者決定を申し出ることであります。「基礎届書」と一緒に提出する「同意書（定時決定用）」の備考欄に「7月改定において年平均による保険者決定を希望したが、算出結果が従前と同等級等のため、随時改定不該当」と記入してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

①「基礎届書」の提出後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月13日（木）【必着】までに再提出してください。

なお、用紙は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」から白紙の「基礎届書」を印刷し、上部の余白に「訂正分」と朱書きして使用してください。

②①の期限（8月13日）後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書DL」を提出してください。

③電子媒体で報告したとき

①及び②と同様の手続きを行ってください（データに支障をきたす恐れがありますので、媒体での再提出はしないでください）。

その他の注意事項

① 固定の給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

② 「基礎届書」に印字された内容に誤りがあっても、訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。

③ 75歳以上の在職者も年金の在職支給額の計算に標準報酬月額が必要となるため「基礎届書」の提出は必要です。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準報酬月額にかかる「確認通知書（2）」は、9月中旬に送付します。

確認通知書には、「学校法人等用」及び「加入者用」があります。「加入者用」については必ず各加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

海外で診療を受けたとき

海外旅行には、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書DL」を持参しましょう

業務部 短期給付課

海外では、加入者証等が使用できません。緊急のため、やむを得ず現地の医療機関等を受診し、受診者が医療費を全額支払ったときは、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

●支給額の算定

海外で受診した診療内容を日本国内での保険診療に置き換えます。この置き換えた額が海外で支払った額を下回る場合には、置き換えた額を超えない範囲で療養費・家族療養費を算定し支給します。

●請求方法

次の①～⑥の書類を医療機関等別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）提出してください。

①療養費・家族療養費等請求書DL

「原因及び経過」又は「加入者証を使用できなかった理由」欄に、具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

治療目的の渡航や現地での健康診断は支給対象とはなりません。また、出張中のケガ等については、労災の適用となる場合があります。

②海外診療報酬（医科・歯科）明細書DL

現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受ける必要があります。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③外国診療記録書DL

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④領収書（原本）

受診した医療機関等が発行した領収書の原本を添付してください。

⑤渡航確認書類

受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるパスポートの写し又は航空券などの写しが必要です。

⑥調査に関わる同意書（海外療養費）DL

私学事業団が必要に応じて、受診した医療機関等に照会することや情報提供を受けることへの同意書です。

●時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日（医療機関等で医療費を支払った日）の翌日から2年を経過すると時効によって消滅しますので注意してください。

新型コロナウイルス感染症への対応

私学事業団は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府並びに東京都の方針・要請を踏まえ、当面の間、職員の勤務体制を縮小し、業務を実施します。

このため、7月現在においても、加入者証等の発行、被扶養者の認定、給付金等（傷病手当金、年金等）の審査決定等、並びに各種お問い合わせへの対応等については、通常より時間を要しています。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

障害程度再認定にかかる診断書等の提出期限延長

年金部

障害状態であることが要件の年金については、支給を継続するために障害の程度の確認をすることが必要な人に対して、定期的に「障害程度再認定調査票」及び「診断書」（以下「診断書等」といいます）を送付していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の取り扱いとなります。

【対象者】

「診断書等」の提出期限の予定が令和2年2月末～3年2月末であった人

【取り扱い内容】

- ・「診断書等」の提出期限が1年間延長されます。
- ・延長後の障害程度の再確認を実施するまでの間は、障害程度が未確認であることによる年金支払いの一時差し止めは行いません。
- ・延長後の「診断書等」の提出期限前に障害程度が悪化した場合は、増額改定の請求を行うことができます。

所定の「診断書等」を送付しますので、年金部年金第一課まで連絡してください。

特定保健指導の再開

福祉部 保健課

特定保健指導は一時中止していましたが、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ再開します。

直営宿泊施設の営業

施設部 管理課

本事業団直営宿泊施設の宿泊所・保養所（金沢宿泊所を除きます）は、5月31日まで休館していましたが、6月1日から通常営業を行っています。なお、全国のガーデンパレス及び金

沢宿泊所も通常営業をしています。各宿泊施設とも衛生管理・消毒を徹底していますので安心してご利用ください。※レストラン等の営業時間や食事の提供方法を通常とは一部変更している宿泊施設もあります。詳細は各宿泊施設のホームページで確認してください。

相談窓口への来所

広報相談センター 相談班

相談窓口へ来所する際は、マスクの着用及びアルコール等での消毒をお願いいたします。

なお、相談窓口においては、透明シートの仕切りを設置する等、感染防止にかかる対策を徹底しています。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

最新の情報は、私学共済ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」をご覧ください。

年金資産の運用にかかる業務概況書を公表しました

資産運用部

令和元年度の運用状況（厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金）を、7月3日に私学共済ホームページ「年金資産の運用」に掲載しました。詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください

ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようお願いします。

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

さまざまな商品を受け取れるヘルスケアポイントは、加入者の健康づくりに役立ちます。ぜひ加入者へ周知をお願いします。

対象者

令和2年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（今年度中に30歳になる人を含みます）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。

ただし、40歳（今年度中に40歳になる人を含みます）以上の人は、2年4月1日に加入者等である人に限りません。

ポイント付与対象

- ・日々の体重等の記録
- ・特定健康診査の受診
- ・特定保健指導の利用及び終了
- ・共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」（クピ

オプラス）Web版にアクセスし、図のとおり私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います。

本事業団専用画面に、後述する「認証コード」を入力してログインし、別途個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。

登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口
0120（818）448

認証コード

①今年度40～74歳になる加入者等

特定健康診査の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードでログインしてください。

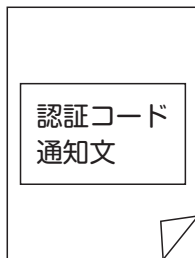
※すでに特定健康診査を受診している人は、2年度に送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードを使用して「QUPiO Plus」Web版からログインすることができます。

図 利用登録の方法

- 1 「QUPiO Plus」Web版にアクセスする
(<https://www.qupioplus.jp/user>)
- 2 「新規登録会員の方（初回ログイン設定）」をクリックする
- 3 初回認証用の認証コード及びログインID（メールアドレス）を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする



40～74歳



30～39歳

初回認証用の認証コードは、40～74歳の人は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30～39歳の人は7月下旬送付（予定）の通知文でご確認ください。

- ②今年度30～39歳になる加入者等
7月下旬に学校法人等宛て（任意継続加入者には届け出住所）に認証コードを通知する予定です。
- ③翌年度以降に30歳になる加入者等
30歳になる年度の6・7月に学校法人等を通して認証コードを通知します。

※すでに平成30年度にログインID・パスワード又は元年度に認証コードをお知らせした人は通知の対象外です。

商品交換の方法・ポイントの有効期限

2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます。貯まったポイントは自身で「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、交換手続きを行ってください。有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

詳細は、私学共済ホームページ（福祉事業「ヘルスケアポイント」）をご覧ください。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険適用の療養費として支給対象になる傷病とならない傷病があります。また、施術内容を照会することがあります。

支給対象となる傷病とならない傷病

●支給対象となる傷病

・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）

・骨折・脱臼の施術は応急手当のみです。応急処置後の施術には医師の同意が必要です。

●支給対象とならない傷病

・単なる肩こり
・スポーツ等による筋肉疲労
・病氣（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
・単なるマッサージ代わりの利用など
・症状改善がみられない長期の施術

施術内容を照会することがあります

柔道整復師の施術のうち、保険適用の療養費として支給対象となるのは一部の施術のみです。

私学事業団では、施術内容が療養費の支給対象かどうか確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行う場合があります。照会文書（個

別に封入されています）を学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付をお願いします。

●照会内容

・施術した負傷の原因
・通院期間
・施術した部位 など

●照会の回答方法

・施術内容の照会を受け取った加入者は、施術を受けたときのご自身の記憶や施術を受けた所で交付された施術日の領収書などから、わかる範囲で記入してください。記憶が曖昧な箇所は無理に記入せず、「曖昧である」旨をその箇所に記入してください。
・記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。宛て先は本事業団の委託先（今年度は株式会社オークス）となります。

●よくある問い合わせ

Q1 施術内容の照会文書を受け取りましたが、何のために回答するのですか。

A1 接骨院・整骨院で保険適用となる施術は限られているため、保険適用外の施術が含まれていないかを確認し、保険診療の適正化を図ることが目的です。接骨院や整骨院の受診を制限するものではありません。

Q2 この照会文書は誰が回答するのですか。

A2 記入も含め、施術を受けた本人が回答してください。

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上や通勤途上の災害の場合

病気やケガの原因が職務上や通勤途上の災害の場合は、労働者災害補償保険法の適用となり加入者証や被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は使えません。この場合は、医療機関等を受診の際に職務上や通勤途上の災害であることを伝えて、後日、学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

交通事故等にあった場合

加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害によるものでなければ、原則、加入者証等を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替えることになるため、後日、本事業団から相手方（相手方が加入している自賠責保険など）に請求することとなります。保険診療を受ける際には、必ず業務部短期給付課に連絡してください。

●警察への届け出は「人身事故」扱いで

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物件事故」がありますが、

「人身事故」の届けをおすすめします。「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われないこともあるため、「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。

●示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、加入者等に対して治療費の返還を求めることがあります。

示談の際には、「私学事業団が一時的に立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようにお願いします。

●このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとすることがあります。

【例】

・加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
・駐停車中、後方から走ってきた車に追突された事故
・自転車同士や自転車と歩行者の事故
・他人の飼っている動物により受けたケガ

・スキー滑走中の衝突事故
自分が加害者（自分が一方的に悪い）の場合でも、必ず業務部短期給付課まで連絡してください。

私学共済ホームページをご活用ください

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは私学共済制度に関するさまざまな情報を掲載しています。また、緊急時や災害時にかかる対応も、随時お知らせしていますので、ぜひご活用ください。



1 私学共済制度の内容を知りたいとき

資格、短期給付、年金等給付、福祉事業を知りたいときはこちらをクリック。マウスを当てるとそれぞれのコーナーの内容が表示されます。

2 きょうさいトピックス

私学共済制度に関するトピックスを掲載しています。

3 更新情報

ホームページ上の内容を更新したときにお知らせしています。

4 注目コンテンツ

災害への対応やジェネリック医薬品、マイナンバーなど、特にお伝えしたい内容を時機に応じて掲載しています。

5 事務担当者用ページ

共済業務の事務に関する情報を掲載しています。

●共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュールと概要及びQ & A等

●事務担当者の基礎知識

各種手続きにかかる標準処理期間、新しく加入者になる皆さんへ、退職される皆さんへ等

●資格関係

資格取得報告等の電子媒体での申請、学校法人等において発行する療養資格証明書、各種Q & A等

●年金関係

老齢・退職の年金の請求案内

●福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導、私学健康経営支援サイト

●私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等

※ログインに必要なユーザー名及びパスワードは本誌14頁を参照してください。

6 加入者用ページ

加入者の皆様に役立つ情報を掲載しています。

●私学共済制度の概要等

資格取得からの手続きフロー、新規加入者向け・退職者向けの案内リーフレット

●私学共済制度の刊行物

加入者向広報「レター」、私学共済ブック等

●福祉事業のご案内

契約施設検索、メンタルヘルス等健康相談サービス、各種割引事業、郵送検診等

※ログイン方法は『私学共済ブック2020・2021〔保健・宿泊編〕』又は最新の加入者向広報「レター」を参照してください。

7 様式用紙等のダウンロード

各種手続きの際に使用する様式用紙等の一部(本誌でDLマークが付いている用紙)がダウンロードできます。

アクセスはこちらから 二次元コード:
URL: <https://www.shigakukyosai.jp/>



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は標準報酬月額が28万円以上の場合には3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります(次の8月末日まで有効)。

6月1日現在、申請により2割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました。

引き続き該当する場合は、令和元年度の収入額が確認できる「令和2年度課税証明書」を必ず添付し、**7月20日(月)【必着】**までに提出してください。新たな高齢受給者証発効日は9月1日となります。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

令和元年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、元年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、6月26日(金)に保険料振替口座に送金しました。配当率は、家族年金コース、学校加入コースが47.90%、医療保障コースが47.92%です。

【福祉部 保健課】

レターデジタル版をご利用ください

令和2年度から新たに加入者向広報「レター」をデジタル冊子として私学共済ホームページに掲載しました。

デジタル冊子は、ホームページ上で実際に冊子をめくるイメージで閲覧でき、検索機能やリンク機能が付加されており、利便性に優れています。

自宅等で手元に冊子がなくても手軽に閲覧できる便利な機能となっていますので、ぜひ加入者への周知をお願いします。私学共済ホームページ「トップページ」の「レター」アイコンをクリックして閲覧することができます。

※閲覧には加入者用ページのユーザー名とパスワードを入力してログインしてください。ユーザー名とパスワードは『私学共済ブック2020・2021【保健・宿泊編】』又は加入者向広報「レター」夏号をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】



特定保健指導利用券の有効期限

令和元年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**7月31日(金)**です。特定保健指導の対象となった人は、有効期限までに、指定実施機関で初回面接を受けてください。【福祉部 保健課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和2年1～6月までに学校法人等を通して送金した短期給付金等のお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

加入者の住所は、学校法人等を通して私学事業団に届け出を行うことになっています。例年、宛て先不明等により返戻されることが多いため、加入者の住所に変更等があった場合は、「加入者異動報告書DL」により届け出をしてください。

【業務部 短期給付課】

7月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	資格「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 8月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金 短期「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
22日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り 貸付 送金
28日(火)	掛金等 6月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金等 6月分納期限 貸付 8月24日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

若手・女性研究者奨励金寄付者御芳名

このたび、若手・女性研究者奨励金に、

中山福株式会社 様

よりご寄付をいただきました。当奨励金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

第3回となる令和2年度は、5月に若手研究者31名、女性研究者31名の計62名に対し研究奨励金を配付しました。

本奨励金は、応募者の研究実績を問わず、また、既存概念に捉われないユニークでチャレンジングな研究を支援することを特色としています。

わが国の未来をつくる人財育成という観点から、広く社会一般の皆様からの寄付金を財源としております。若手・女性研究者奨励金にご支援賜りますようお願い申し上げます。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金〕

に若手・女性研究者奨励金の詳細について掲載していますので、ご参照ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査（教育情報調査） 提出のお願い

■提出締め切り 7月31日（金）

○調査票：教育情報（調査票区分〔910〕）

○対象法人：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人
提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無にかかわらず必ず提出**をお願いします。詳細は、令和2年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）をご覧ください。

※システムメンテナンス等により e-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

■令和2年度からの新規調査項目

大学ポートレート運営会議（大学の関係者により推薦された者及び学識を有する者等で組織され、大学ポートレートの運営に関する重要事項について審議を行う会議）において、「高等教育の修学支援新制度の対象校」及び「財務諸表等を公表している大学等のウェブサイトのURL」を大学ポートレートに公表することが決まったことから、令和2年度から調査項目に追加します。

入力箇所及び入力方法は、令和2年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）の2・3頁をご覧ください。なお、入力は任意となります。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852～7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内



加入者の予約は公式ホームページからの予約が断然お得です！

Gp HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022 (代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩約5分 <https://www.hotelgp-nagoya.com/>

夏休みファミリープラン

名古屋ガーデンパレスでは、客室・ロビーを広めに設計し、ゆったりと過ごせる空間づくりを大切にしています。家族や友人とくつろぎに来ませんか。

1泊朝食付(4名1室／4名様) 21,000円～

取扱期間：令和2年7月15日～8月31日

※和洋室にエキストラベッドを追加する又は和洋室のツインベッドの脇に布団を敷いてのご利用となります。

※1泊につき駐車場料金が最大36時間無料です。



和洋室

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

夏期限定の鎌倉プラン

梅雨が明けると、鎌倉の神社境内は蓮の開花などで彩られています。「季節を感じる神社めぐり」をお楽しみください。

1泊2食(2名1室／1名様) 11,200円

取扱期間：令和2年8月31日まで

※1名1室利用の場合は、1泊につき1,500円の割り増しとなります。



鶴岡八幡宮 源平池の白蓮

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

「教育環境充実資金」をご検討ください

私学事業団では、学校法人の経営の安定に寄与し、教育研究活動を円滑に実施していただくための資金としてご利用いただける「教育環境充実資金」を設けています。本資金についてご希望やご質問等がございましたら、融資課までお問い合わせください。

たとえば、こんなときに…

- 家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設ける。
- オンライン授業を導入するための環境を整備する。
- 学部・コースの改組に当たり教育プログラムを再構築する。

融資額

(教育研究経費支出＋管理経費支出)×50%×80%
を上限とする。(決算額または予算額に基づき算出)

融資金利

0.303% (令和2年6月現在)

返済期間

5年6か月以内(半年間の元金返済据置が可能)

※融資対象は、学校法人の設置する私立学校(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校)です。専修学校については対象となる学科が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。
※所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。
※新型コロナウイルス感染症対応のために本資金を利用する場合、令和2年度中に支払う半年分の利息について文部科学省から助成が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和2年6月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.305	年% 0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.405	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.305	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資金額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp